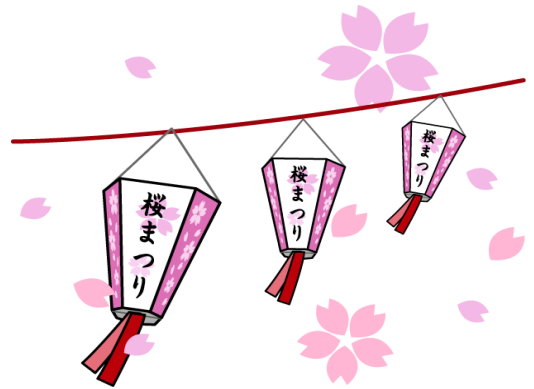


私が暮らし仕事をしている北区には桜で有名な飛鳥山があります。八代將軍徳川吉宗公が桜の名所としました。しかし明治期、渋沢栄一が邸宅を構えていたことはあまり知られていないかもしれません。太平洋戦争の空襲により渋沢邸の大部分は焼失し、現在は晩香廬（ばんこうろ、洋風茶室）と青淵文庫（せいえんぶんこ、書庫）のみ現存しています。懐古趣味の私は飛鳥山の花見の際、必ずこれらを訪れて行きます。



過ぎ去りし時代の法律家たち

テレビ埼玉にて現在、「必殺・中村主水シリーズ」が続いていますが、2月25日に「必殺仕事人」の第15話「あんたこの連れ合いどう思う」が放映されました（長年に渡り、主水役を好演された藤田まことさんは2月17日に逝去されました。謹んでご冥福をお祈り致します）。

第15話の冒頭、婿養子である主水が妻のりつから離縁を要求され、日本橋馬喰町で開業している公事師（くじし）のところへ相談に行きます。この公事師は協議離縁の手続の相談料として1朱を主水からもらっていました。1朱＝250文ですが、1文は労働費にすると現在の約30円ですから、ほんの5、6分相談に乗っただけにしてはこの相談料はかなり高めだなあと感じました。

もうお気づきでしょうが、江戸時代の公事師とは訴訟の代行を業とした者で、現在の弁護士に当たる一方、必要な書類の作成代行（代書業）のみ行っていた者であれば、すなわち現在の行政書士にも当たります。今回の公事師が、中村主水・りつ夫妻の離婚協議書の作成のみ着手していたとしたら、まさに私の職業の祖先と言えたでしょう。前述した相談料も弁護士としてならば相当と考えるべきかもしれません。それにしても離婚協議書の作成を依頼した場合の江戸時代の報酬額をぜひ聞きたかったものです。結局、中村夫妻は協議離婚に至らず、当該公事師は悪漢の一味で主水自身が成敗しましたが。

ちなみに奉行所公認の代書業として公事宿がありましたが、訴訟の方法を伝授したり、書類作成したりしていたので、こちらは現在の司法書士に近いでしょう。

モーツァルト晩年の歌劇「コジ・ファン・トゥッテ」では公証人（主人公の姉妹の女中が化けます）が登場します。こちらは時代設定は不明ですが、モーツァルトが初演したのは1790年ですから、当時の現代劇と考えても「必殺シリーズ」と同じく江戸時代ですね。姉妹のそれぞれの恋人たちは親友どうして、姉妹の気持ちを試すべく互いの相手を口説いて…ドタバタ喜劇となり、最後は元の鞘におさまるというストーリーです。女中が化けた公証人はラストシーン近く、二組のカップルが結婚証書にサインする際に現われます。初めて歌劇を見た時、モーツァルトの時代から公証人は存在したのかと驚きました。

私はもともとドラマや物語が大好きですが、時代劇で法律家が登場するとわくわくします。

アサーションを使う

ITを活用した様々なサービスが提供されている今の時代、サービスマネジメントの重要性が高まっています。それは単なるコンピュータ管理のみならず、対人対応も指し、街の法律家(法律サービス業)たる行政書士とて例外ではありません。

パソコンソフトの操作方法が分からない時に対応してくれたりするサービスデスクの人たちがいますね。おそらく彼らは緊張感の持続などストレスを感じることが多いでしょう。自分の意見をストレートに相手に伝えると、相手の気分を害してしまう。だけど自分の意見を押し殺すのはストレスを溜め込むことになり宜しくない。どうすれば良いのかしら？ 自分も相手も大事にしながら、上手に自分の意見を相手に伝えること。こういったストレスコントロール法をアサーション(assertion)といいます。

現代の行政書士は、代書にとどまらず法務相談も承ります。つまり相手の状況、ニーズをヒアリングしそれに適うよう、かつ法律に適合するよう書類作成を行います。一方、駄目なものは駄目だ、と理由を添えてご説明する時もあります。これは実は物凄い緊張感を伴います。すべての道はローマに通ずるのならば、すべてのサービス道はアサーションに通ずるのではないのでしょうか？

相続で知っておくとちょっと便利な話（6）

被相続人が死亡しましたが、財産を残したものの遺言が発見できませんでした。または遺言はありましたが、故人の指定とは違った内容で遺産を分割したい。当然、遺産分割協議を開催することとなりますが、必ず相続人全員が一同に集まって作らなくてはならないのでしょうか？ 答えはNo、遺産分割協議は全員一同に集まってする必要はなく、電話・FAX・メールで協議したりして案を作成し個々に持ち回って同意を求めることも出来ます。相続人が日本国内でも遠くに住んでいたりしたら一同に会するのは難しいですね。そういった観点から持ち回りで協議書を作ることは非常に便利です

アニメフェアに行ってきました

3月26日、東京ビッグサイトで開催された「東京国際アニメフェア2010」ビジネスデーの部に見学に行ってきました。東京都行政書士会知的財産・経営会計部も当日、出展しており、私は当部からたまたま切符を頂いたのです。昨年末に著作権相談員にもなりましたので、見識を広めようと思いました。

映画、音楽、ゲーム、アニメなど我が国が誇る、そして守られなければならない様々な知的財産があります。平成19年、映画の盗撮(映画館での無断録画)により作成された海賊版ソフトの流通や、違法アップロード等を阻止すべく、「映画盗撮防止法」が施行されました。これらは私的使用目的による複製の例外は認められません。ただし日本国内における最初の有料上映から8カ月を経過した映画については適用しない、という例外の例外もあります。ロードショー公開後、だいたい8カ月が経つと、日本の市場ではDVD化されやすい、という一般事情からのようです。

行政書士の報酬ってどうなっているの？

行政書士は行政書士法により報酬額表を掲示する義務があります。富田事務所はホームページにて公開しています。実は数年前までは同法にて標準報酬額表が存在しましたが、廃止されました。また東京都行政書士会による報酬額調査ですら、公正取引委員会から独占禁止法違反であると行政指導を受け、凍結している次第です。

私のところにご相談にいらっしゃるお客様も、必ず心配そうに報酬額を尋ねて来られます。実は前述のホームページ報酬表を製作する際も、なかなか参考資料がなくいわゆる相場を知るのに苦労しました。開業初期、報酬額の決定には悩まされました。前号まで連載していたコラム「はじめての会社設立」では、富田事務所の報酬額表の掲載額より少し値引き致しました。税理士先生から回されたのでサービスしたのです。

業務経験が浅い時期は報酬を決め辛いのでつい低めに設定しがちですが、自分の行政書士としての商品価値をいたずらに下げたはなりません。当の独禁法では「不正な取引方法」として不当廉売を禁止しています。正当理由なくしての廉売は他の行政書士の業務を困難にさせ、サービス全体の低下に繋がります。私が会社設立の報酬を下げたのは、意味があって下げたのです。安いこと自体を悪く言いませんが、自由競争によるサービス向上の意義をよく吟味しなければなりません。

NPO法人設立もできますよ！

3月20日、川口市のかわぐち市民パートナーステーションに行って参りました。私が在籍していた平成15～16年は旧称・ボランティアサポートステーションと名乗っていきまして、その名の通りボランティア・NPO活動の支援施設として現在に至っています。この度お誘いを受けまして、同ステーション主催の「NPO法人設立準備講座」を受講しました。かつての上司W所長、川口市の行政書士A先生（講師）、有難うございました。

良いNPO法人とは長く活動を続け、どんどん広がっていくもの。悪いNPO法人とは活動分野を広げすぎて、結局何もできずに活動が止まってしまうもの。そして計画性に欠け、勢いだけで設立した「できちゃったNPO」は避けるべきである、という言葉が印象的でした。確かにそうだと思います。

実際の認証申請において、事業計画書・収支計算書は2年分も書かされ厳しく精査されますし、法人定款の「事業の種類」と矛盾があってはなりません。なぜ非営利なのか？ 活動経費・管理費は支払いますが、利益の分配はなくあくまで定款の「目的」に充てられるからです。したがって解散しても出資したお金は返還されませんし、逆に負債を抱えることもあります。ちなみに理事は無限責任なので、軽い友達感覚で就任するものではありません。ボランティア団体の進化したスタイルともいえるNPO法人は、安易な気持ちでは設立はできないのです。

しかしメリットとして、助成金申請や広報・募集しやすくなりますし、不動産登記も法人名義でできます。どこの業界でも同じですが、常時の事業アピールと情報収集が不可欠です。継続は力なり、とはいったものです。

真剣に設立をお考えの方はいつでもご相談に乗ります。

借地借家ラフソフィーIII

3月13日、久々に地元の議員さんが主催する無料相談会に立ち会いました。今回は港区の女性の弁護士先生が相談受付者でした。これは地域貢献活動であり、トレーニングの場であると認識しています。いつも勝手に押しかける私を温かく迎えて下さる議員さんには大変感謝しています。休憩なしのぶっ通しで疲労しましたが、皆さんで飲んだ終了後のお茶がとてもおいしかったです！

相談件数は延べ9件、内訳は相隣問題2件、借地借家、相続、対人トラブル、医療過誤、離婚、労働問題、労災認定が各1件、と今までにないぐらいに多岐に渡っていました。その内の何件かは行政書士の職域でもできそうな案件もあり、ご連絡を楽しみに待っているところです。

その唯一の借地借家相談ですが、貸主が、3カ月の家賃滞納をしている借主の立ち退きを考えているという内容でした。これについては判例上、「信頼関係破壊の法理」という法理論が確立されており、借主の債務不履行を理由に貸主が賃貸借契約を解約する場合、例えば「1カ月でも滞納したら契約解除する」と契約書に記載したとしても認められません。弁護士先生は、通常は半年滞納なら間違いないのだが、3カ月滞納は微妙なラインだと仰いました。

それでも敢行したいのなら裁判所で強制執行に訴えるしかありません。間違っても自力執行や、追い出し屋（※注）を利用してはなりませんよ（笑）。ただし民事執行法にて差押禁止債権として給与の4分の3、年金などは完全にNGとされています。さらに強制執行費用については弁護士報酬、運送費、倉庫保管費、催告立ち会い費、執行立ち会い費・・・ざっと約100万円はかかるでしょう。全額家賃を取り返せない上に費用ばかり嵩むでは、泣きっ面に蜂です。

今回の借主は無職で支払能力がない、というケースなので、生活保護受給を勧めるべく区役所で相談してみたら、ということになりました。賃貸住宅に住んでいるときは、家賃相当額を住宅扶助として認定されます。ただし基準額を超える賃貸住宅に住んでいたら、生活保護決定後に転居するよう行政指導されます。

※注／滞納入居者に対し、違法な嫌がらせ行為によって退去を強制させる業者のこと。テレビドラマ「特上カバチ!!」第7話でもゼロゼロ物件にて登場していましたね。3月初頭、家賃の悪質な取り立てから借主を保護する法案が閣議決定され、今国会での成立という運びになりそうです。不動産業界の浄化を祈ります。

平成22年4月1日発行（不定期発行）第9号

発行 行政書士富田賢事務所 行政書士 富田 賢(とみた まさる)

〒115-0045 東京都北区赤羽2-31-3 タグチコーポ101号室

JR 赤羽駅東口・東京メトロ赤羽岩淵駅1番出口下車ともに徒歩8分

電話 03-3901-2153 FAX 03-3901-2164

メール info-gtmo@kdr.biglobe.ne.jp

URL <http://www7b.biglobe.ne.jp/~gtmo/>

建設・宅建、会社設立、相続、内容証明、各種許認可